

産学連携に関する基本協定書(雛形)

○○○○○○○○○○と公立大学法人横浜市立大学とは、自らの社会的存在意義とその使命を深く自覚し、それぞれが有する人的物的資源と知的財産を有効に活用して、社会に貢献することを目的とし、本協定を締約して产学連携することに合意する。

(締約者が従うべき原則)

第1条 締約者は、次に掲げる原則に従って行動する。

(1) 公序良俗の原則

締約者が実施する連携は、公序良俗に反するものであってはならない。

(2) 互恵主義の原則

締約者が実施する連携は、締約者双方に有益なものでなければならない。

(3) 信義誠実の原則

締約者は、信義に基づき誠実に本協定を実施しなければならない。

(4) 地域貢献の原則

締約者は、地域貢献に努めるよう本協定を実施しなければならない。

(連携)

第2条 締約者は、次に掲げるテーマの連携を行う。

(1) 教育・訓練

(2) 研究・開発

(3) 連携調査

(4) 助言・協力

(5) 社会貢献

(6) 締約者が

(推進の形態)

第3条 連携推進の形態は、次のとおりとする。

(1) 既存ニーズに基づく展開

締約者は、既存のシーズとニーズを掘り起こし、連携に結びつける。

(2) 創造型展開

締約者は、将来の発展に寄与する創造的連携の開発に努め、新たな連携を実施する。

(3) 実施契約の締結

連携の展開が具体的に可能と判断される時は、その都度共同研究・受託研究契約等を締結する。

(連携推進協議会の設立)

第4条 締約者は、それぞれ本協定を実施するための連携推進協議会を設置する。

2 本協定に関するすべての事項は、連携推進協議会の協議に基づき決定される。

3 締約者は、連携推進協議会の統括責任者を指名する。

(推進作業部会の役割)

第5条 締約者は、それぞれ連携を具体的に推進するための作業部会を結成する。

2 作業部会は、具体的連携の開発を推進する。

3 作業部会は、実施契約の締結を提案し、契約の履行を管理し、契約関連問題を協議する。

(情報管理)

第6条 締約者は、信義誠実の原則に基づき行動し、連携で知り得た各種情報等については、原則として守秘義務を有する。

2 関連情報等の開示が必要とされる場合には、作業部会が協議を行い、連携推進協議会の統括責任者の合意をもって決定する。

(研究開発成果等の権利化)

第7条 研究開発成果等の権利化の必要性が生じた場合には、連携推進協議会の統括責任者が協議し、当該研究開発成果等の権利化に関する契約を別途締結する。

(第3者との関係)

第8条 締約者は、信義誠実の原則に従って行動し、第3者と同様の協定を締結することができる。

(本協定の発効及び有効期間)

第9条 本協定は、協定正文を調印した日をもって発効し、その有効期間を5年とする。

2 有効期間が満了する6ヶ月前に、いずれかの締約者が協定を終了させる旨を書面で通告する場合には、本協定は、有効期間の満了時に終了する。なお、当該通告が無い場合には、本協定は1年延長されたものと見なされ、以後同様に延長される。

3 第2項に掲げる延長期間においては、いずれの締約者も協定を終了させる旨を何時でも書面で通告することができ、本協定は、その通告の日から6ヶ月をもって終了する。

(協定正文)

第10条 本協定の証として正文2通を作成し、署名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

○○年○月○日

所在地

名 称

代表者名

神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号
公立大学法人横浜市立大学

理事長 ○○○ ○○○